

5. その他

Q まだ相続の手続きをしていないので、登記簿上は亡くなった親の名前になっています。どうすれば良いですか。

A 相続人の皆様でご相談していただき、相続人を決定していただきます。
相続書類が全て揃っている場合は、国が相続登記を実施いたします。

Q 土地は共有となっていますが、支払い手続きはどうなりますか。

A 共有持ち分に応じた各人別に補償金をお支払いいたします。

Q 施設予定地内の地権者ですが、用地補償について色々聞きたい。どうすれば良いですか。

A 福島地方環境事務所に、地区ごとの用地担当職員が在籍していますので、下記に連絡をお願いします。また、相談室を設置していますので、ご活用をお願いいたします。

双葉地区

用地補償第一課（電話）024-563-1297

大熊地区

用地補償第二課（電話）024-563-1294

相談室のご案内は、次のページになります。

中間貯蔵施設に係る生活再建・用地補償相談室

地権者の皆様の用地補償等に関するお問い合わせや、大熊町・双葉町の町民の皆様を対象とした生活再建に係る相談については、下記窓口へお越しいただくか、またはお電話にてお問い合わせください。

(窓口にお越しいただく場合は、事前にお電話にて予約いただければ円滑にご相談いただけます。)

※相談室 相談時間：平日 9時 から 18時 まで

福島地方環境事務所 福島相談室
福島市栄町11-25 AXビル 4F
電話番号 0120-008-138

